令和元年第8回真岡市教育委員会会議録

1. 招集日時

令和元年6月26日(水) 午後1時30分

2. 場 所

真岡市教育委員会教育委員室

3. 出席委員の氏名

 (1)教育委員会教育長
 田上富男

 (2)教育委員会委員(職務代理者)
 川口 滋

 (3)教育委員会委員
 樋口貴則

 (4)教育委員会委員
 深谷博子

 (5)教育委員会委員
 杉村廣子

4. 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

 (1)教育次長
 加藤敦美

 (2)学校教育課長
 石﨑慎太郎

 (3)生涯学習課長
 金子修象

 (4)文化課長
 中里好樹

 (5)学校教育課総務係長
 青山泰也

5. 会議録の作成に当たった者

学校教育課総務係長

青山泰也

6. 令和元年第8回真岡市教育委員会会議録署名委員として指名を受けた委員

川口 滋委員 棚口貴則委員

- 7. 開会時間 午後1時30分
- 8. 令和元年第7回真岡市教育委員会会議録の承認 青山泰也学校教育課総務係長が、会議録案を朗読し原案のとおり承認された。
- 9. 教育長等の事務報告

加藤敦美教育次長が、真岡市教育委員会教育長等の事務報告を行った。

10. 議 案

議案第20号「真岡市英語検定料及び漢字検定料助成金交付要綱の制定について」 石﨑学校教育課長より、要綱制定の目的、内容等を説明し、審議となった。

樋口委員から、英語検定と漢字検定の検定料の半額を助成して達成したいものは何か、そもそも、全てのものは受益者負担であると考えており、英検と漢検を特定して助成して、結果として合格したところで、何らかのメリットを用意しないと、あまり効果はないと思う。例えば、高校受験の内申点にプラス5点されるとか、そうなると、みんなの意識が高まってくることになると思う。そういったことを先にやるべきであると思う。助成ありきでやると、例えば、真岡市の小中学生が約6,800人全員受検しますとなると審査するのがかなり大変になると思う。そういう意味では費用対効果があるのかないのか、子どもたちにとって本当に良いものかどうか、個人的には疑問である。ポイントは2つあって、ひとつは、検定に合格することで子どもたちにどんなメリットがあるのか、もう一つは、費用対効果があるのか

どうか、であると思うがどう考えるのか、との質問があり、石﨑課長より、英検等は、部活動と同じように調査票に記載がされると思う。部活動で県大会に出場したときと同じように英検の級数が記載される事実があるということを御理解いただきたい。教育委員会としてそれが調査書に書かれるから英検・漢検を受検して欲しいということではないことを御理解頂きたい。社会の中でも英語の検定が勤務する上での一定の条件となることもある。社会的な要因としてもそのような背景がある。真岡市は市勢発展長期計画の中で、小中学校において英語の素地を作っていくことが英語教育の方針の中に入っており、子どもたちが英語を学ぶきっかけを色んな場面で作っていくことが第一の考えであることを説明。英検の級数は子どもたちが目指すひとつの目安として考えていることを説明。学年が高くなっていく中で真岡市の英語教育がどのような形で身についていくのかのひとつの目安として考えていることを説明。

また同委員から、きっかけ作りであれば尚更助成する必要は無いのではないかと考えてしまうところである。安易に助成ということを考えるのではなく、もう少し、知恵を出してやる方法はないのかと考えてしまう。いずれにしても受益者負担でやるべきであると思うとの意見が出され、石﨑課長より、東大に進学するデータを見ると、親の所得がかなり高いとのデータがある。それを当てはめるものではないが、英語の教育を電子黒板や AET を使ったりして行っている。様々な手法を使って、子どもたちの英語教育を進めていきたいと考えていることを説明。

深谷委員から、これは小中学生が対象であるが、大学入試で英検準1級、2級を持っていると有利になることがあるので、この事業によって、高校でも英検受検を受け続けていく下地になるかと思う。小中学校で助成して、そのまま受検する人が多くなれば、教育的にも良いかと思うとの意見が出された。

田上教育長から、現在でも英検の級を持っていると有利になることもあるし、大学の入試が大きく変わるので、その時は、大学が作る入試問題だけでなく、英検なども利用することにもなってくると思われる。そういう意味から小中学校から積み重ねていくことが大事であると考えていることを説明。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第21号「真岡市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」

金子生涯学習課長より社会教育法第15条第2項及び第30条第1項の規定により、真岡市社会教育委員兼公民館運営審議会委員を委嘱するものであることを説明し、審議となった。 審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第22号「真岡市立図書館協議会委員の委嘱について」

金子生涯学習課長より、図書館法第14条及び真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例第6条の規定により、真岡市立図書館協議会委員を委嘱するものであることを説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第23号「真岡市少年指導員の委嘱について」

金子生涯学習課長より、真岡市少年指導センター設置条例施行規則第5条の規定により、 真岡市少年指導員を委嘱することを説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第24号「真岡市少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」

金子生涯学習課長より、真岡市少年指導センター運営協議会に関する規則第3条の規定により、真岡市少年指導センター運営協議会委員を委嘱するものであることを説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第25号「真岡市民会館運営審議会委員の委嘱について」

中里文化課長より、真岡市民会館条例第13条の規定により、真岡市民会館運営審議会委員を委嘱するものであることを説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

11. 閉会時間 午後3時10分